

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社EIGHT & COMPANY 代表取締役 近藤 治恵
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木四丁目3番38号パークマンション602
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和2年9月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヒノキヤグループ
証券コード	1413
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社EIGHT & COMPANY
住所又は本店所在地	東京都港区六本木四丁目3番38号パークマンション602
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

## 2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	近藤 治恵
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

## 3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	近藤 昭
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年3月25日
訂正箇所	<訂正> 令和2年4月1日に提出いたしました変更報告書No.2の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。  なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

## 表紙

## &lt; 訂正前 &gt;

提出書類 変更報告書No.2

## &lt; 訂正後 &gt;

提出書類 変更報告書No.3

## 第2 提出者に関する事項

## 1 提出者(大量保有者) / 1

## &lt; 訂正前 &gt;

## (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

平成29年11月15日、株式会社G S Kが、新設分割により株式会社EIGHT & COMPANYを設立し、株式会社GSKより2,184,428株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社三井住友銀行に差し入れておりました700,000株のうち、350,000株の担保契約を承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社みずほ銀行に差し入れておりました700,000株のうち、350,000株の担保契約を承継しております。

平成30年5月16日、野村信託銀行株式会社に借入金の担保として500,000株差し入れており、追加担保として新たに令和元年8月16日に100,000株、令和2年3月25日に400,000株を差し入れております。

## &lt; 訂正後 &gt;

## (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

平成29年11月15日、株式会社G S Kが、新設分割により株式会社EIGHT & COMPANYを設立し、株式会社G S Kより2,184,428株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社三井住友銀行に差し入れておりました700,000株のうち、350,000株の担保契約を承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社みずほ銀行に差し入れておりました700,000株のうち、350,000株の担保契約を承継しており、その350,000株のうち240,000株を平成30年3月28日に担保解除しております。現在担保提供しております保有株式は110,000株です。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社三菱UFJ銀行に差し入れておりました1,050,000株のうち、550,000株の担保契約を承継しております。

平成30年5月16日、野村信託銀行株式会社に借入金の担保として500,000株を差し入れており、追加担保として新たに令和元年8月16日に100,000株、令和2年3月25日に400,000株を差し入れております。

## 3 提出者(大量保有者) / 3

## &lt;訂正前&gt;

## (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

平成23年9月30日、株式会社三菱UFJ銀行に借入金の担保として279,600株を差し入れております。

保有株式のうち以下については発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、提出者は当該株式についてそれぞれ以下の期間、譲渡、担保権の設定、その他処分をすることが出来ません。

平成30年4月25日に取得した100株 平成30年4月25日から令和3年4月24日までの間

平成31年4月25日に取得した1,000株 平成31年4月25日から令和4年4月24日までの間

## &lt;訂正後&gt;

## (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

平成23年9月28日、株式会社三菱UFJ銀行に借入金の担保として156,600株を差し入れており、そのうち2,600株を平成30年6月26日に担保解除しております。現在担保提供しております保有株式は154,000株です。

保有株式のうち以下については発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、提出者は当該株式についてそれぞれ以下の期間、譲渡、担保権の設定、その他処分をすることが出来ません。

平成30年4月25日に取得した100株 平成30年4月25日から令和3年4月24日までの間

平成31年4月25日に取得した1,000株 平成31年4月25日から令和4年4月24日までの間